

想定問答集

(基本事項編)

- この想定問答集は、プレ模範議会用に作成されたもので、「任意後見契約における医療行為代諾特約に関する法律案」を題材にしたプログラム用の想定問答集です。
- 答弁者は、法務大臣・法務副大臣、厚生労働副大臣、総務省自治行政局選挙部長、最高裁判所事務総局家庭局長の5名です。
- 本編の内容は、基本的に国会会議録又は公的機関の公表資料から作成したものです。従って、内容的にフィクションとなるものではありません。
- したがって、まずは法案に係る基礎知識を習得するための教材として位置づけてください。

プレ模範議会 2010

(平成22年3月25日実施)

はじめに

< 質疑者 >

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたら立って、質疑を行います。
- ・ 答弁を聞いている最中は着席します。
- ・ 発言の都度、委員長に発言の許可を求めてください。
- ・ 質疑の冒頭には、「 党の××です。」、終わりには、「終わります。」と言いましょ
う。

< 答弁者 >

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 答弁の冒頭には「お答えします」と言うと良いです。
- ・ 答弁は懇懇な態度で、丁寧な言葉で行うようにしましょう。
- ・ 待機中も行儀良くしていきましょう。
- ・ 野次や拍手などをしてはいけません。

< 発言者以外の委員 >

- ・ 仲間の議員の発言には、適宜、拍手で賛同を示したり、「そうだ」などと合いの手を
いれます。
- ・ 立場の異なる議員や答弁者には、容赦なく野次を飛ばしましょう。
- ・ 野次にも節度が必要です。個人を誹謗中傷するようなものは避けましょう。

成年後見関係事件の概況

*最高裁公表資料より。 <http://www.courts.go.jp/about/siryo/pdf/seinen09.pdf>

*168 回国会参法務委員会会議録 6 号 (平成 19 年 12 月 11 日) 12 頁

*171 回国会参法務委員会会議録 3 号 (平成 21 年 3 月 17 日) 17-18 頁

*171 回国会参法務委員会会議録 6 号 (平成 21 年 3 月 30 日) 9-10 頁

*171 回国会参厚生労働委員会会議録 8 号 (平成 21 年 4 月 14 日) 7 頁

1 - 1

成年後見制度の申立て件数如何。

(最高裁判所)

後見開始、補佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件に関する「成年後見関係事件」の申立て件数は、平成 20 年の合計で 26,459 件である。前年が 24,727 件で対前年比約 7.0%の増加となっている。

ちなみに、平成 12 年が概数で 8,600 件、平成 13 年が 12,000 件、平成 16 年が 20,700 件である。

1 - 2

そのうち、後見開始の審判及び任意後見監督人専任の審判の申立て件数如何。

(最高裁判所)

平成 20 年の後見開始の審判の申立て件数は 22,532 件、昨年の件数が 21,151 件であるので、約 6.5%の増加である。

また、任意後見監督人選任の審判の申立て件数は 441 件、昨年の件数が 425 件であるので、約 3.8%の増加である。

1 - 3

成年後見関係事件の終局状況如何。

(最高裁判所)

成年後見関係事件の終局事件の件数は 26,645 件であり、そのうち、認容で終局したものは 24,190 件、約 90.8%である。

後見開始については、認容 20,695 件に対して却下 30 件、任意後見監督人選任については、認容 326 件に対して却下 7 件である。

1 - 4

成年後見関係事件の審理期間の状況如何。

(最高裁判所)

成年後見関係事件の終局事件 26,645 件のうち、2 ヶ月以内に終局したものが全体の約

64.0%、ちなみに前年は 54.6%である。また、4 か月以内に終局したものが全体の 88.7%、前年が 83.8%であり、前年に比べて審理期間は短縮する傾向にある。

1 - 5

申立人と本人との関係如何。

(最高裁判所)

成年後見関係事件の終局事件を対象としたものであるが、申立人については、本人の子が最も多く 10,619 件、全体の約 39.7%を占め、次いで本人の兄弟姉妹が 3,996 件で約 15.0%、配偶者が 2,570 件で約 9.6%となっている。

市区町村長が申し立てたものは 1,876 件で全体の約 7.0%で、前年の 1,455 件、全体の約 5.7%に比べ、対前年度比 28.9%の増加となっている。

1 - 6

本人の性別・年齢別の割合如何。

(最高裁判所)

成年後見関係事件の終局事件を対象としたものであるが、本人の性別の割合は、男性が約 40.2%、女性が約 59.8%である。

男性では 80 歳以上が最も多く全体の約 29.0%を占め、次いで 70 歳代の約 23.9%となっている。女性では、80 歳以上が最も多く全体の約 54.5%を占め、次いで 70 歳代の約 23.9%となっている。

本人が 65 歳以上の者は、男性では男性全体の約 61.3%を、女性では女性全体の約 82.5%を占めている。

1 - 7

成年後見関係事件の申立ての動機如何。

(最高裁判所)

主な申立ての動機としては、財産管理処分が 23,121 件で最も多く、次いで、身上監護 7,060 件となっている。

1 - 8

鑑定を実施したものの割合、期間、費用如何。

(最高裁判所)

成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約 27.3%である。ちなみに昨年は約 40.0%であった。

鑑定の期間については、1 ヶ月以内のものが最も多く全体の約 49.9%を占めている。ちなみに昨年は約 51.4%であった。

鑑定費用については、5万円以下のものが全体の約62.0%で、全体の約98.4%の事件において鑑定費用が10万円以下であった。ちなみに、昨年とほぼ同じ割合である。

1 - 9

成年後見人、保佐人及び補助人と本人の関係如何。

(最高裁判所)

成年後見人等と本人との関係を見ると、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約68.5%を占めている。

親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約31.5%であった。その内訳は、弁護士が2,265件で対前年比で約28.8%の増加、司法書士が2,837件で対前年比で約21.3%の増加、社会福祉士が1,639件で対前年比で約43.8%の増加となっている。また、法人が成年後見人等に選任されたものは487件で、対前年比で約12.7%の増加となっている。

1 - 10

成年後見制度について、選任申立ての新受件数を統計で拝見すると大変急増をしている。もちろん、既済率も上がっているわけであるが、この成年後見事件は、成年後見人が選任をされた後も後見の監督が引き続いて続いていくという、そういう仕組みになるわけであるから、こうした対応をどのようにやっていくかというのはこれからの課題ということになると思う。

とりわけ、少人数規模の裁判所で、一人の裁判官も裁判所職員も多数の事件の分野を担っているというときに、たくさん的人数がいるところであればある程度応援とか融通が利くという部分があっても、少人数の裁判所ではなかなかそうはいかないという苦しみもあるかと思う。その声に十分最高裁として耳を傾けていただきたいとお願い申し上げたいと思うが、見解如何。

(最高裁判所)

御指摘のとおり、後見監督のものはどんどん累積されていくということであり、各庁ともこれの負担が大きくなっているというのは御指摘のとおりである。また、それが規模の小さな庁であると、各種事件がやってきたときに対応力というのが大きい庁に比べれば小さいので、そういった庁の性質あるいは事件の性質、事件の処理の状況、それから現場の実際の繁忙状況の声などをしっかり聞いて、今後とも必要な人的態勢を整え、無理のない、また適正で迅速な裁判を実現するような態勢整備に努めてまいりたいと、かように考えている。

1 - 11

弁護士に後見人を依頼しているが、選任された後見人がどうも信頼できないので、解任

したいという場合、どういった理由がないと解任できないのか。

(法務省)

成年後見人の解任事由であるが、成年後見人が本人の財産を横領した場合など成年後見人に不正行為がある場合、また成年後見人の品行が甚だしく悪くその行状が本人の財産の管理に危険を生じさせる場合など成年後見人に著しい不行跡がある場合、さらには、財産の管理方法が不相当である場合など、成年後見人の任務に適しない事由がある場合に解任されることになっている。

この解任手続については、解任理由がある場合に親族等の申立て又は職権によって家庭裁判所が行うこととされている。

1 - 1 2

平成 19 年に成年後見制度を利用した新手の事件があった。概要は、元行政書士が東京都内の 94 歳の女性と財産管理権を担う任意後見契約と包括的任意代理契約を締結したのであるが、この包括的代理権を濫用してこの女性の所有不動産の売却益を取ろうという詐欺事件である。

この問題で何が一番問題なのかということ、本人の判断能力が不十分になった時点で、任意後見監督人の選任申立てせずに、包括的代理権があるんだとあって、これを濫用して横領したところにある。すべてを包括的委任代理契約という形にしているところに問題がある。

こういう事件が起きたのを契機に、法務省としてももう一回きちんと検討をし、事件が再び起きないような形へ法そのものを見直す必要もあるのではないかと。

(法務省)

ご指摘のとおりである。ただ、民法には契約自由という大原則があるので、例えば、包括的といっても代理権の範囲を限定する、あるいはそういう委任契約とその後見の契約を同時にやることを禁止するというのは、これは、契約自由の原則からいうと非常に難しい。難しいが現実にこういう事件が起きているわけであるから、法務省としても、こういう事件を注視して、これを防ぐような手だてというものを考えていきたいと思っている。

1 - 1 3

京都家庭裁判所の元書記官の不正事件の件について何点かお伺いしたい。

平成 20 年の年末、そして 21 年の 1 月に追起訴されたが、京都家裁の書記官により、裁判の手續とか仕組みとか判決といった裁判所の機能を悪用するだけして、まず振り込め詐欺に使われた凍結された口座から 400 万円ぐらい詐取したというのが最初の起訴である。その後は、例えば知人名義で差し押さえた供託金であってみたり、また成年後見制度を勧めておいて、その成年後見制度で申請してきた資産家の資産を横取りし、これも詐取する。計 6500 万円。

手口もかなり詳細に分かってきておるが、まず最高裁に事件の概要を簡単に御説明いた
だくとともに、裁判所の対応、最高裁の対応についてまず冒頭伺っておきたい。

(最高裁判所)

まず、元京都家裁の書記官が今委員御指摘の有印公文書偽造、行使、詐欺というような
罪で起訴されましたことは誠に遺憾であり、深くおわび申し上げたい。

まず、事案の概要と裁判所の対応について申し上げますと、まず事件の発端は、今、埼玉
の裁判所の方でこの事件、偽造の債務名義、要するに調書判決の正本があるということが
判明したわけである。それで、その後の捜査であり、これが内部の犯行の疑いが強まり、
平成 20 年 12 月 7 日、京都家裁の書記官であった広田照彦という者が逮捕され、26 日、さ
いたま地裁に起訴された。

起訴事実は、大別すると、一つには、内容が虚偽の就籍許可審判書きの謄本、これは戸
籍がない人に新たに戸籍をつくるという手続があるが、その就籍許可の審判書きを作成す
るなどして、内容が虚偽のものであるが、馬場という名前の架空の人物を戸籍上まずつく
り出したという事案がある。そして二つ目に、この馬場という名前を使い、調書判決の正
本、判決の正本などを偽造するなどして、振り込め詐欺の救済法によって凍結されていた
預金口座に対する、これは債権差押命令を得て、その預金をだまし取ったということであ
らず起訴されたわけである。

この起訴を受けて、京都家裁の職員が広田と接見したところ、広田がすべての起訴事実
を認めたため、まず京都家裁は平成 21 年の 1 月 8 日、広田を懲戒免職とした。その後、1
月 29 日、追起訴があり、その追起訴の事実は、今委員からも御紹介があったが、一つには、
その調書判決を偽造した上で、第三者を介して、裁判所の不動産強制競売手続において、
これは配当の剰余金というのが法務局に供託されていたわけであるが、その配当金の供託
金の還付請求権、これは取戻しであるが、その請求権を差し押さえることによって多額の
供託金をだまし取ったという事案。それからもう一つは、架空の債権があるかのように装
って支払督促と、これは簡易裁判所で債務名義を得る特別の手続があるが、この支払督促
を得て、これに基づき広田が、京都家裁の園部支部という支部があるが、そこで担当して
いた保佐監督事件の被保佐人の預金を差し押さえて多額の預金をだまし取ったというこ
とである。

その後、馬場という名前を使い、やはり調書判決の正本を偽造するなどして、冒頭の、
最初の起訴と同様のものであるが、振り込め詐欺救済法によって凍結されていた銀行の預
金口座に対する債権差押命令を 4 つの地方裁判所に申し立てたという事案であるが、この
最後のものについては、埼玉で偽造であるということが判明いたしていたため、裁判所で
対応を取ったため、金銭的被害は生じてない。このようなものが事案の概要である。

その対応をどうしたかということであるが、これはもう委員今御指摘のように、これは
裁判所の書記官が職務上得た担当事件に関する情報あるいはその裁判実務の知識、経験を
悪用したものであり、これまで書記官の非違行為とか事務の誤りということはないわけ

はなかったが、それと根本的に質が異なる極めて悪質な不祥事であり、裁判所としても今回の件を組織全体として大変深刻に受け止めている。

それで、防止策としてまず取り急ぎ取ったのは、凍結預金口座の差押え関係、あるいはその虚偽の就籍の許可の審判書に基づく就籍の届出という点であるが、これは全国銀行協会やそれから法務省の協力を得て、凍結預金口座の差押えあるいは就籍の届出については逐一御連絡をいただいた上、確認して、偽造がないかというようなことを確認するということをいたしておる。

それから、被保佐人の預金をだまし取ったという事件では、その差押え、執行差押えのその命令の申立書に記載の債務者の住所地と、それから差し押さえられる預金口座の口座の届出住所が違っていたのであるが、つながりありという認定をして差押命令が発令されたわけであるが、このつながりの証明の運用を再検討してもっと厳格なものにするということを全国の裁判所に通達したわけである。

それから、裁判文書の偽造防止対策としては、判決正本等のその認証用紙があるが、そこに偽造、変造が困難な特殊用紙を導入することなどを検討しているところである。

これは倫理の問題であるので、このようなことがないように研修あるいは人事管理上の措置なども講ずるなどの措置を講じておる。

1 - 14

被害者に対してこれだけ御説明をして、また謝罪を直接この被害者の方々になされたのか、この点も併せて確認をさせていただきたい。

(最高裁判所)

この被害者の方々であるが、広田が追起訴をされた後の2月の中旬、京都家裁の幹部職員が、一連の事件で預金等をだまし取られました3人の被害者の方々に対して、御自宅を訪問するなどして、その際に事案の概要、経過等を御説明を行い、また御質問にお答えして、それから深くおわびを申し上げた次第である。

今後、新しい事実が判明した場合には、その都度被害者の方に、もうこれはゆゆしき事態であるし、信頼回復というか、できるだけ私どものこれからの取組の姿勢あるいはおわびというものを示して、丁寧に御説明してまいりたいと考えている。

成年後見制度の費用・公的支援

- *162 回国会衆厚生労働委員会議録 13 号（平成 17 年 4 月 6 日）29-36 頁。
- *162 回国会参厚生労働委員会会議録 20 号（平成 17 年 5 月 17 日）22-24 頁
- *162 回国会参厚生労働委員会会議録 25 号（平成 17 年 6 月 14 日）13-15 頁
- *166 国会参厚生労働委員会会議録 29 号（平成 19 年 6 月 14 日）13 頁。

2 - 1

法定後見又は任意後見の費用・後見人への報酬額如何。

（最高裁判所）

法定後見・任意後見のそれぞれ開始、選任の申立てに要する経費であるが、申立て手数料が 800 円である。また、登記の嘱託手数料が 4,000 円ないしは 2,000 円、その他戸籍謄本等の資料等に要する費用が若干かかる。鑑定が必要な場合は、鑑定料がかかる。

後見人の報酬であるが、これについての統計は存在しない。家庭裁判所がそれぞれの事案に応じて、後見人、被後見人の資力あるいは事務内容等を総合的に考慮して決定することとされている。一般的に申し上げれば、後見人が被後見人の配偶者、子などの近親者としておる場合は、報酬が付されないことが一般的であると承知している。他方、弁護士や司法書士などの専門家を付す場合には、当然報酬が必要となることになるが、一般的には月々数万円程度であることが多いと聞いているところである。

2 - 2

後見制度の利用にあたって、公的な費用負担がなされているのか、また自治体の中には費用を補助するものもあるようであるが、その実態如何。

（厚生労働省）

平成 12 年に成年後見制度とともにスタートした介護保険制度であるが、従来市町村が実施していた措置制度から利用者の方が選択するという契約制度に変わったということもあり、介護保険の立場からも成年後見制度の活用を十分図るべきではないかとの指摘があったところである。

そこで、私どもが補助事業として平成 13 年度から実施しているのが、成年後見制度の申立てや利用に係る費用について、低所得のために利用ができないような困難なケースの場合に、市町村がその費用を一部補助した場合には、国がその費用のまた半分を国としても補助するという成年後見制度利用支援事業を行ってきたところである。

高齢者がリフォーム詐欺などで被害にあわないようにすることが重要であり、平成 17 年の介護保険法改正の際に、同事業を包括的支援事業に加えたので、権利擁護の側面を強化しているところである。

2 - 3

成年後見制度利用支援事業の実施状況如何。

(厚生労働省)

平成 19 年 4 月現在での支援事業実施市町村数は 504 であったが、平成 20 年 4 月の段階で 560 となっている。また、同事業利用者数は、平成 18 年度が 165 人であったのが、平成 19 年度には 272 人となっている。

このように、成年後見制度利用支援事業の実施市町村数、利用者ともに増加している。

2 - 4

成年後見制度利用支援事業は、全市町村で実施すべきではないのか。

(厚生労働省)

平成 17 年の介護保険法改正において、被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のために必要な援助を行う事業が、包括的支援事業の中に含まれ、必須事業となった。

権利擁護のために必要な援助を行う事業ということであるが、その点を必須と考えるかというのは市町村の判断によると考えているところであるが、まず少なくとも成年後見制度の利用促進のために市町村がまず取り組みを行う、それから虐待といったことについての相談を受けるとか、そういったことについては市町村に是非やってほしいと考えている。

地域支援事業の一環としての権利擁護事業については、地域包括支援センターが核となって高齢者やその家族から様々な相談に応じ、サービスの利用調整等を行う中で、成年後見制度についてもその内容を周知し、希望があれば関係機関につなぐことなどの業務を実施するものであり、成年後見制度の普及及び活用につながると考えている。

2 - 5

地域包括支援センターが設置されていない場合はどうするのか。

(厚生労働省)

地域包括支援センターの役割であるが、法務省の方で持っている成年後見制度をサポートするかたちで、センターなり市町村なりが機能することになっている。すでに保険者の約 9 割方でセンターの設置が済んでいるところである。

ない場合はどうなるかということであるが、そもそも地域支援の事業ということは市町村がしなければならないことになっており、センターの設置の有無にかかわらず、成年後見制度を説明する、あるいは親族からの申立てや市町村の申立てにつなげるということになっておるので、そういう意味で督励して参りたい。

成年後見制度の利用促進策

*162 回国会参法務委員会会議録 27 号（平成 17 年 7 月 21 日）14-16 頁

*168 回国会衆厚生労働委員会議録 4 号（平成 19 年 11 月 2 日）12-13 頁

3 - 1

成年後見制度が一層利用されるための具体策如何。

（法務省）

法務省としては、成年後見についての周知徹底を図るべく様々な施策を講じてきたところである。例えば、法務省のホームページであるとか、パンフレットを福祉団体に配布するようなことが挙げられる。

また、例えば、消費者問題に関して内閣府といった機関もあるが、関係省庁とともに協力をお願いするというところで、やっていこうと考えている。

3 - 2

成年後見の申立ては市町村長が行うことができるとされているが、実際はこれが進んでいないという指摘がある。現在、核家族化が進行し、単身世帯も増えている状況にあって、身寄りのない認知症の高齢者が地域に増えている中で、市町村長の申立て制度の活用が大事になっていると思われるが見解如何。具体的に、市町村にそうした窓口を設けているのか、また、職員に対する教育はどのようになっているのか、状況如何。

（厚生労働省）

認知症高齢者のように判断能力の不十分な者がトラブルに遭うことを未然に防ぐためにも、成年後見制度の利用促進が重要だと考えている。

まず、老人福祉法 32 条に基づく市町村長による成年後見等の審判請求手続であるが、かつて 4 親等以内の親族の有無を確認することを前提としていたところ、平成 17 年に通知改正を行い、原則として 2 親等以内の親族の有無を確認することとし、例外的に、3 親等あるいは 4 親等の親族であって申立てをしようとする者がいることが明らかな場合には基本的に市町村の申立てを行わないという形で取扱いを改めたところである。

そして、市町村における窓口の設置については、平成 18 年 4 月より各市町村に設置される地域包括支援センターにおいて、高齢者等の権利擁護にかかわる相談であるとか、成年後見制度の利用が必要と思われる者について、その家族に対して成年後見の必要性あるいは手続を説明して申立てにつなげていくこととしている。また、身寄りのない高齢者については、市町村長の申立てにつなげていくということで事務を処理して行きたいと考えている。

また、職員に対する教育指導に関しては、このセンターで業務を担当する社会福祉士等を中心に必要な研修を行っているが、それ以外の職員に対しても機会をとらえて十分な情報提供等を行っていききたい。

3 - 3

およそ5万円から10万円という鑑定費用が制度利用の障害になっているという意見もあるが、これについての見解如何。

(最高裁判所)

成年後見制度の後見等開始の審判については、判断能力の不十分な本人の保護を図る手続である反面、本人の権利を制限する手続でもあるので、本人の判断能力の有無、程度を慎重に見極めるべく、精神の状況について医師等の専門家による鑑定手続が原則として必要とされている。この鑑定に要する費用として、一定金額を納めていただいているところである。

裁判所としては、鑑定費用が低いものとなるよう、医師の負担を軽減すべく、例えば、鑑定書作成の手引きを作成して医師に配布したり、本人の状態を詳しく把握している主治医に鑑定を依頼したりしてきたところである。

最近では、医師の理解も得られるようになってきており、平成12年度には鑑定費用5万円のものが25.3%、10万円以下のものが89.8%であったものが、平成20年には、5万円以下のものが全体の約62.0%で、全体の約98.4%の事件において鑑定費用が10万円以下となるなど、低額化が進んできている。

今後とも、各家庭裁判所において医師会等の関係団体と協議するなどして、鑑定費用の低額化に向けて、その理解を得ることに努め、成年後見制度がより利用しやすいものとなるよう努力して参りたい。

3 - 4

高齢者のような弱い立場にある者への法的支援のサービスを充実すべきであると考えるが、見解如何。

(法務省)

日本司法支援センターの窓口においては、主要な業務の一つとして、法的な紛争の解決に役立つ情報提供、関係機関等への振り分けなどを行うこととしている。また、総合法律支援法上、支援センターは高齢者等に対する特別の配慮をしなければならないとされているところである。

この趣旨を踏まえ、成年後見制度を含めた高齢者に対する法的支援についても、関係する機関、団体と適切に連携しながら、支援センターにおいて相談を受け、また、一般的な、あるいは個別の案件に応じた適切な情報の提供がなされる必要があると思われるので、努力して参る所存である。

3 - 5

社会福祉士や介護福祉士を成年後見制度の担い手として活用することの是非如何。

(厚生労働省)

介護保険と車の両輪だということで取り入れた成年後見制度であるが、あまり活用されていないように思われる。例えば認知症の者にしても、きちんとした成年後見制度が動けば非常に役立つ訳であるが、民生委員では金銭の扱いには躊躇するだろうし、家族が成年後見をやるとしても、どろどろした遺産相続もある。

そうすると、まさに社会福祉士がこういうことをきちんとやるということで、頼めばこれができるという実績を重ねていけば、業務をそこに集中的に行わせ、それに伴う報酬も上げるということも考えていきたい。介護福祉士にしても同じようなことができると思われるので、前向きに検討したい。

知的障害者・精神障害者の成年後見制度の利用促進

*163 回国会参厚生労働委員会会議録 1号(平成17年10月6日)5-6頁

*164 回国会衆厚生労働委員会会議録 4号(平成18年2月24日)17頁

*164 回国会参法務委員会会議録 2号(平成18年3月16日)18頁

4 - 1

成年後見制度は、介護保障にとどまらず、知的障害者の中でもこの制度の活用を望む人が多いと思われる。そこで、知的障害又は精神障害者が制度利用する場合に、認知症とは異なった課題があるのか、見解如何。

(厚生労働省)

成年後見制度は、知的障害や精神障害者など判断が不十分な者の権利を擁護する制度としてできている。その意味では、基本的に、認知症の者と共通な課題があると認識している。

4 - 2

制度を利用する場合に、後見人を専門家、例えば弁護士に依頼すると、月に報酬として2万円から3万円支払うということを知る。障害者や家族にとって月2万円とか3万円という負担は大変厳しいと思う。これが制度利用が進まない原因の一つであると考え、手続や高額報酬の問題にも取り組むべきと考えるが、見解如何。

(厚生労働省)

平成17年の障害者自立支援法の制定により、従来の知的障害者に加え、精神障害者についても成年後見制度利用支援事業の対象となることとなっており、また、平成18年10月より実施されている地域生活支援事業のなかで、市町村が行う相談支援などを通じ、この成年後見制度の利用が進むよう手当をして参りたい。

具体的には、成年後見に必要となる申立て手数料であるとか、登記の手数料、鑑定費用、それから成年後見人等の報酬に必要な費用そういったものなどについて、市町村が必要ある者に対して助成する、こういった制度になっている。

4 - 3

日本司法支援センターについては、関係機関との連携確保強化をすとして、特に「高齢者又は障害者の援助を行う団体」を国会の修正で加えた経緯がある。これについて、具体的にどういった取り組みを行っているのか。

(法務省)

全国にどのような団体があるのか、どのような機関があるのかを調査したが、高齢者、障害者に関係する団体というのは、非常に多く、個性的な活動を行っている。

公的な機関からすれば、児童相談所、社会福祉協議会、成年後見サポートセンター、障

害者就業・生活支援センターなど、たくさんの団体が存在する。

一番大事なのは、そこで連携を組みながら、どういう情報を提供するのが一番いいのかということである。一般的な成年後見制度というものの説明もあるが、高齢者、障害者がセンターに来た際に、あるいは、電話連絡が来たときに、どういう対応をして、その個別の事案に応じてどこまで応じられるのかということもかなり細かく議論を行ってきたところである。

死刑囚の成年後見申立て

*163 回国会参厚生労働委員会会議録 1 号 (平成 17 年 10 月 6 日) 5-6 頁

5 - 1

袴田事件の袴田死刑囚についてであるが、実は、長らくの間、彼は無罪をずっと訴え続けていたが、裁判に次々と敗れる中で、もうだれとも会いたくないと、弁護士だけではなくて肉親とも会わない状態、かなり長期にわたって会わないということがあった。

数年前に、弁護人や肉親が面会した際、普通の会話は成立しなくて、彼の思い描いた空想の世界の中の話や延々と聞いたという。袴田巖という人はもういないんだということで、全能の神が吸収した、全能の神は今どこにいらっしゃいますか、こういう話をずっと 30 分していたという。

そこで、当該死刑囚はどんな状況であるのか。

(法務省)

ただいま委員がお尋ねの事柄は、我々が身柄を預かっておる特定の被収容者の個人情報あるいはプライバシーの問題にかかわる事柄である。従って、そういった特定の被収容者の病状等について、当方からコメントすることは差し控えさせていただきたい。

ただ、一般論として申し上げますと、東京拘置所は医院としての医療体制が整っており、常勤の医師も多数存在する。被収容者の病状に応じて適切に対応しているというふうに承知をしている。

5 - 2

そういう状態ということで、普通の状態ではないということで、成年後見制度というのを使い、この袴田死刑囚の財産に対する処分、ここに成年後見が必要であるという申し立てをして、今裁判所が認定をしようかどうかどうしようかということで努力しているのが、これまた裁判所も会えないわけである。鑑定をしようにも。

これに関して、やはり何か堂々めぐりみたいな状態になってしまって、本人の状態がどういう状態なのか、成年後見が必要な状態なのかどうかも判断できないような状態なので、身柄を預かっている矯正局、東京拘置所の方から裁判所に対して、医療記録だとか何かを含めて、裁判所が判断できるような資料はなるべく出してあげてほしいと思うが、見解如何。

(法務省)

我々のところで身柄を預かっておる被収容者に対しての面会等については、法令の範囲内で適切に面会をしてもらっておる。ただ、その際、本人が会いたくないということで拒否されると、本人の意向というものも我々としては無視できない状況である。

一般論として申し上げますと、我々がお預かりしている被収容者の中に、さまざまな法律関係が発展し、あるいは裁判所が関与されているというような場合があるかと思う。そ

ういった場合には、すべての施設において、我々の職員が裁判所あるいは場合によれば被収容者の代理人である弁護士とも適切に対応していく、そういうことに努めている。

<参 考>

袴田死刑囚に成年後見制度を適用 保佐人に姉

産経新聞 2009.3.4 20:07

静岡県清水市（現静岡市）で昭和41年、一家4人が殺害された事件で、死刑が確定した元プロボクサー袴田巖死刑囚（72）について、東京家裁は4日までに、成年後見制度を適用、姉の秀子さん（76）を保佐人に選任した。弁護団が会見で明らかにした。

弁護団によると、現行の成年後見制度が死刑囚に適用されるのは初めてという。保佐人になることで、昨年4月に秀子さんが静岡地裁に起こした第2次再審請求が実質的審理に進みやすくなるとしている。

弁護団が公開した家裁の決定書によると、家裁は袴田死刑囚について、妄想的思考などの精神障害があると判断。成年後見人が必要な心神喪失状態とは認められないが、心神耗弱状態として保佐開始が相当とした。

袴田死刑囚の死刑は昭和55年に確定。再審請求したが昨年3月、最高裁が棄却した。

任意後見契約に関する法律関係

*145 国会参法務委員会会議録 2 号（平成 11 年 3 月 15 日）2 頁

*145 国会衆法務委員会議録 21 号（平成 11 年 7 月 2 日）12 頁

6 - 1

任意後見契約制度の目的・趣旨如何。

（法務省）

民法で定める後見、保佐、補助の制度は、本人の判断能力が低下した時点で親族等の申し立てにより家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度である。

これに対して、任意後見制度は、あらかじめ本人が将来の自分の後見人になる者を選択しておくという制度であり、これについてはやはり本人の自己決定を尊重するという意味から、本人の意思に従ってそういった後見人等を選ぶのが適当ではないかという観点。それからもう一つは、特に英米法の国でこういう制度があり、大変使われているというところがある。

そういったことを検討、考慮した結果、この任意後見制度を創設するのが適当ではないかという結論に達したわけである。

6 - 2

任意後見制度の創設の際、後見登記等に関する法律により登記制度が改められた理由についての説明如何。

（法務省）

従来、禁治産、準禁治産の宣告があった場合にはこれを本人の戸籍に記載することとされていたのであるが、そのことについて心理的抵抗を感じる方が非常に多数存在し、これが制度利用の妨げになっているとの強い批判があった。これについて関係各界に意見を照会したところ、圧倒的多数が戸籍以外による公示方法によるべきであるとの意見であった。

また、補助類型の新設や任意後見制度の創設に伴う補助人や任意後見人の多様な権限を公示するため、戸籍への記載では必ずしも十分に対処できないということも考慮し、従来の戸籍記載にかえて登記による公示を行うことができるようにしたというものである。

6 - 3

高齢化社会の出現という点ではヨーロッパの方が早いということも言えるわけであるが、そういう意味で成年後見制度の創設が諸外国の立法との比較、大げさに言えば国際的な位置づけ、視点というのはどういうふうになっているのか、その点についての見解如何。

（法務省）

近年、欧米諸国においても法改正が相次いでおり、我が国の民法の母法であるフランスにおいては、1968 年の改正により我が国の成年後見制度と同様な改正をしている。それが

ら、フランス民法を母法とするカナダのケベック州においても、1990年に同様の改正が行われている。オーストリア、ドイツにおいては、民法の改正により禁治産制度の大幅な見直しが行われている。

また、イギリス、アメリカ等の英米法諸国においては、近年、本人の判断能力が低下する前に契約によりみずから信頼できる後見人と後見人事務の範囲を事前に定めることができる継続的代理権制度を法制化する特別法の制定が相次いでいる。従って、我が国の成年後見制度は英米における立法の動向に沿うものであるというふうに考えておるところである。

6 - 4

法 4 条で、家庭裁判所は任意後見監督人を選任することとなっているが、この任意後見監督人の必要性、意義如何。また、この任意後見監督人の責任は如何。

(法務省)

任意後見契約に関する法律は、民法の委任に関する規定の特則になっている。通常の委任であると、本人は、受任者が委任した権限を濫用しないように監督することができるわけであるが、任意後見のような場合においては、その契約の効力が生ずる時点では、本人の判断能力が不十分な状況になっておることになる。したがって、本人自身が任意後見人を監督することができないために、任意後見人が権限を濫用する危険というもの指摘されておるわけである。そこで、本人にかわって任意後見人を監督し、本人の利益を保護する者としての任意後見監督人を選任する必要があるということである。

したがって、任意後見監督人の職務は、本人の利益を保護する者として、任意後見人を監督することがその職務になるわけである。

6 - 5

任意後見契約に関する法律 10 条では、家裁が本人の利益のために特に必要としたときは後見開始の審判等を行えることになっているが、これはどのような場合を想定しているのか。また、同条第 3 項では、後見開始の審判を受けたときには任意後見契約が終了するとあるが、自己決定尊重の観点からも任意後見を優先すべきでないかと思うが、見解如何。

(法務省)

基本的には任意後見が優先するという考え方で立案されておるが、まず、10 条の、本人の利益のために特に必要なときにはという趣旨は、任意後見人に授与した代理権の範囲が狭過ぎて本人の保護を図れない、あるいは、後から本人の間違った行為を取り消すことが必要だ、そういう同意・取り消し権を与える保護が必要だという場合には任意後見契約では賄えない。そういう必要が生じた場合には、法定後見ができるということになっておるわけである。

それから、任意後見契約がされている場合に、例えば後見の審判がなされるということ

は、従来の任意後見契約では不十分である、本人の保護のためには足りないという場合に
なされるわけであるから、そういう場合には、任意後見契約を残存しておくとかえって重
複、抵触が生じるので、後見なら後見に一本化する、こういう趣旨である。

6 - 6

法 10 条 1 項「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」についての具体的説明を求
める。

(法務省)

「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」というのは、要するに、任意後見人
に与えられた代理権の範囲が狭過ぎて、それでは本人の保護が図れないという場合が一つ
ある。もう一つは、任意後見契約というのは代理権を与える契約であるので、本人の行為
能力を制限することはできないわけである。

そこで、本人が例えば悪徳商法等にだまされやすいという問題が生じてきたという場合
には、任意後見契約ではどうしても対応できない、したがって、取り消し権や同意権を付
与する必要があるという場合には、任意後見契約では対応できないので、通常の保佐とか
後見になるということである。ただ、原則的には、私的な自治、本人の意思を尊重して、
任意後見契約が優先するということである。

成年後見と信託

*165 回国会衆法務委員会議録（平成 18 年 10 月 27 日）9 頁

*165 回国会参法務委員会会議録（平成 18 年 12 月 7 日）11 頁

7 - 1

成年後見制度もあるし遺言信託もある中、自己信託が、まず福祉分野の話であるが、なぜ要するのか、見解如何。

（法務省）

これは、お金がある方は、今も現に信託銀行に自分の老後を支えるために信託を設定して、将来のファイナンスの計画をお立てになるということがあるわけである。

これに対しましてお金がない方はどうされるかという、一つは、いよいよ成年後見になるまで待つということはある得るわけであるけれども、しかし、その際に、今お金があるのを、将来どういうふうにお金を使うかということをおあらかじめ決めておくことはなかなかできないわけであり、今自分の手元に持っていれば、それはなくなってしまいかもわからない。あるいは、事業の失敗で、老後のために置いておいたお金まで債権者に持っていられるかもしれないという状況にあることは否定できないところである。

したがって、そういう方にとっては、この自己信託のような簡便な形で財産を一定の範囲でキープして、ある目的、この場合には自分の老後のためということになるわけであるけれども、あるいは障害をお持ちの方のお子さんのためということもあるわけであるが、そういったことに使う。それは、お金があれば今は何とでもやりようがあるかもしれないが、お金のない方にとってはなかなか道は狭いということになっているのではないかと私どもは伺っているところである。

7 - 2

高齢者の生活とか監護とか財産管理に対して、信託と成年後見という二つの制度がもしダブった場合、この二人の人が選任された場合、どういう関係になっていくのか。

（法務省）

おっしゃるとおり、成年後見制度ができており、今かなりその利用が進んできているところである。この成年後見制度も、同じように、高齢化社会に対応して、その意思能力の足らざるところを補おうという目的でできているわけである。

ただ、この成年後見と、この信託との関係でいえば、成年後見の方は幅広く身上監護等にも目が行き届く、そういう可能性があるわけであるが、信託はあくまで財産管理ということを中心としたものであって、しかも、その財産が本人の財産から切り分けられるという、独立しているというところに特徴がある。

そうすると、二つ併存すると、信託そのものは当然のことながらこの信託の受託者が管理をするということで財産管理が行われるわけであるが、そこに成年後見のために後見人

が付されるということになると、その後見人は、その場合は委託者兼受益者ということになる本人の意思能力を受益者の立場から補うと、こういう立場に立つ。つまり、平たく言えば、その高齢者の代理人的立場に立って、それに対して、受託者と受益者が対立関係にある場合にはその成年後見が非常に生きてくると、こういうことになるのかと考えている。

7 - 3

北九州市の成年後見センターという取組がある。ここは弁護士やあるいは司法書士の方々を中心にしたネットワークをつくって、それが社会福祉協議会の皆さんが行う地域福祉権利擁護事業などの取組と一緒にあって同じ窓口で成年後見の問題とこの福祉の取組とを統一的にやっている。北九州でどんな体制でこの取組が行われて、そして実施の状況として、これまでの相談件数と利用契約の件数と、それから現時点での実利用者数、この数字を紹介願いたい。

(厚生労働省)

地域権利擁護事業は、契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方を対象にしてやっているものであるが、認知症など重度になれば本人の意思決定が困難、できないケースも出てくる、そういった場合には成年後見制度にお願いするということになるので、言わば連続的にニーズが変化していくというようなこともある。

北九州市の社会福祉協議会では、今お話がございましたように、そういった意味で弁護士や司法書士、社会福祉士など専門家の方々が参加して成年後見制度に関する相談を行う北九州成年後見センターとこの北九州市社会福祉協議会が連携を図ることにより、成年後見制度へのつなぎや新たな利用契約者の開拓に努めているというふうに承知をいたしておる。

平成 15 年 4 月の事業開始以降 3 年半で、相談件数、延べで 1851 件、利用契約件数 156 件と聞いており、現在、利用契約しておられる方が 151 人と伺っている。

7 - 4

福祉的な資産管理あるいは日常的な資金の管理に対するニーズは高いと思う。

このような実情を踏まえて、信託という法形式を仮に地域権利擁護事業ここで活用するとすればどんなメリットがあるだろうかという点について、あるいは活用の可能性についての見解如何。

(法務省)

御指摘の地域福祉権利擁護協議会における取組、これは私どもも、日常的な金銭管理等のサービスが行われる、その意味では財産管理の側面があるというように承知している。この仕組みは、現在のところはこの財産の管理に関する限り、具体的には預金通帳を預かるというような行為であるので、寄託と委任と、そういう民法上の契約のベースで行われているというようにその部分については考えている。

ただ、こうすると、個々の財産をそれぞれ独立させて債権者の手から守るというような面では必ずしも十分ではなく、これを信託で行わせればそのような不十分性は解消できるというメリットがまずあるかと思う。つまり、協議会ということのいろいろな活動の中での債権債務からその部分の財産を独立させるという意味が出てくるわけである。

第二に、信託形式でこれを行うというふうにすると、善管注意義務、忠実義務、あるいは利益相反の禁止、競合行為の禁止、分別管理等の、人の財産を預かって独立させて一定の目的のために行為を行うというためのいろんな装置が働くので、法律関係は一層明確になるというように考えられる。したがって、一つの利用形態としては十分に信託というのが活用できる場面であろうかというように考えている。

特に、高齢者においてはいろんな被害というのが予想されるわけで、典型的には、例えば同居していない親族等から勝手に自分の財産を使われてしまう危険というようなことがあるわけであるが、そういう面でも信託をしておけば極めて財産管理というのに制約が掛かりやすくなるので、それは有効であろうかと、このように考えているところである。

7 - 5

具体的な信託のメリットとして少しお伺いをしたい。

このような利用契約をされたが、その後に認知症が進行して判断能力が失われたという状態、あるいは心神喪失の状態、意思能力がないというような状態になったという場合にその利用契約の効力がどうなるのかということはなかなか難しい問題を含んでいると思う。成年後見制度に移行できればいいが、ハードな要件や加えて費用や報酬の問題もあって、すぐに活用できるという状況にないということも一つの問題としてあると思う。

仮に信託形式を取っていた場合に、本人のそのような判断能力が失われた場合はどのようなになるか。

(法務省)

これは民法上の契約であると、一方の当事者が意思能力が失われた場合に、その終了に影響がある場合とない場合、様々契約類型によってある。しかし、信託の場合には、この信託法 163 条により、受益者の意思能力の喪失というのは信託の終了原因ではないので、信託の関係がそのまま続く。むしろ、信託というのはそのような場合にも備えて有効な仕組みとしてむしろ広く知られているわけである。

7 - 6

後見を必要とされている方の身上監護の問題やあるいは資産管理の問題を成年後見人が自らすべてを行うと、これは相当大変な仕事になると思う。

そのような場合に、判断能力が失われて、成年後見人が選任をされたけれども、その資産管理の、日常的な資金管理のその部分については成年後見人が信託をして、そのことによって日常的な資産管理の実務は、例えば社会福祉協議会のような立場の方、福祉的な

立場の方あるいはNPOが行ってもらおうというような形態になれば、成年後見ももっともっと進むんじゃないかと思うが、見解如何。

(法務省)

おっしゃるとおり、成年後見に付されている場合に、その成年後見の対象になる人の財産をどう管理するかは、成年後見の後見人としては非常に重要な仕事の一部であるが、その成年後見人が、これは法律の形式としては本人の契約になるけれども、主体となって財産を管理処分の一環として信託に付す、あるいは単なる委任でどなたかにお預けになる、これは法律としては当然できる。むしろ、全部自分でやらずにそういういろいろな運用の仕方を考えるのも後見人の一つの仕事である。

7 - 7

いわゆる司法過疎と言われる地域の方々がおられるが、福祉や自治体というのは、これはもちろんあまねくあるわけで、そういう状況を考えると、親族がいる限り、その高齢者のあるいは障害のある方の身上監護は親族が一生懸命される。

けれども、資産の管理、財産の管理については、これはいろんな、まあ相続絡みなんかの問題もあったりして複雑になるので、ここはその利用者のための信託という形で財産管理を切り離してそういう担い手に任せるということも可能になるなら、専門家にアクセスがなかなか難しい地域でももっと高齢者の資産管理というのは良くなるのではないかなというふうに思うが、そういう利用の形もあり得えるのか、見解如何。

(法務省)

おっしゃるとおりだと思う。現実には、確かに形としては身上監護を親族が行い、それから財産管理を信託を利用して行うというようなことである。実際には両者が相当連携しているいろいろな場面に対応していかなければならないが、そういう相互的な相まっでの取組というのは非常に有効であろうというように考えている。

成年被後見人と選挙権

*162 国会衆決算行政監視委員会第二分科会議録 1号 (平成 17年 4月 25日) 38-39 頁

8 - 1

公職選挙法において、従前の禁治産者と同様に成年被後見人が選挙権を行使できなくなっていることについての理由如何。

(総務省)

ご案内の通り、公職選挙法 11 条 1 項で成年被後見人は「選挙権及び被選挙権を有しない」とされている。これは平成 11 年の民法改正に伴い、従前の禁治産者が成年被後見人の制度に変更されたものの、その対象は一致するというものであり、また、現実の問題として、選挙時、投票時に事理を弁識する能力を有しているかどうかということ審査、判断することは実務上も極めて困難であるということから、従前の禁治産者と同様、選挙権及び被選挙権を有さないという扱いにされたことと承知している。

8 - 2

成年被後見制度の一番の目的は財産の管理である。ところが、成年被後見制度を使うと、一律、事理弁識能力を欠くと判断され、選挙権まで失ってしまう。ノーマライゼーションや自立、社会参加が成年被後見制度の趣旨であるはずで、財産管理の事理弁識能力を欠くから選挙権がないと決め付けるのは、問題ではないか。

(総務省)

選挙権及び被選挙権を有する者の範囲をどのように定めるかということについては、さまざまな角度から検討すべき課題であるところであるが、事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、我が国だけではなく多くの諸外国においても同様に選挙権の欠格事由とされていることと承知している。

繰り返しになるが、選挙実務上、投票時に審査、判断することは極めて困難な側面を有しており、慎重な検討が必要ではないかと考えている。

8 - 3

例えば、知的障害者が成年被後見制度を財産管理のために利用したときに、その者を一律に選挙権行使の能力がないとするのは、無理があると思われる。財産を管理する判断と、何人かの候補者からこちらが好きだと選択する判断とでは大きな差があるのではないか。むしろ、選挙権というものは基本的な国民の権利であるから、いかにしてそれを守るのかという姿勢に立つのが総務省の役割ではないか。

(総務省)

選挙権及び被選挙権を有する者の範囲をどのように定めるか、これは、ご指摘の通り、参政権という基本的人権にかかわる問題であると承知している。選挙制度の根幹にかかわ

る問題でもあるので、各党各会派において十分ご議論を頂きたいと考えている。